

砺波市結婚新生活支援補助金の請求までのフローチャート

① 対象者

- ☐ **新婚世帯**：令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、夫婦ともに39歳以下、かつ、夫婦の所得が500万円未満であること。



② 支援内容

- ☐ **住居費**
 - ・住宅取得費用
 - ・住宅賃借費用（賃料、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）
- ☐ **リフォーム費用** 住宅のリフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）
※倉庫、車庫や外構に係る工事等、家電購入・設置に係る工事等は対象外
- ☐ **引越費用** 引越業者又は運送業者に支払った費用
- ☐ **補助金額** 30万円（上限）



③ 要件

- ☐ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ☐ 所得証明書をもとに夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。
- ☐ 申請時において、夫婦の住所が砺波市内にあること。
- ☐ 補助金の交付を受けた日から1年以上、市内に居住する意思があること。
- ☐ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと。



④ 交付申請

- ☐ 交付申請書
- ☐ 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- ☐ 市税等納付（納入）状況確認承諾書
- ☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住宅を取得した場合に限る。）
- ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借した場合に限る。）
- ☐ 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借した場合に限る。）
- ☐ リフォーム工事の工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
- ☐ リフォーム費用の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
- ☐ 引越にかかる領収書の写し（引越費用にかかる補助金の交付を申請する場合に限る。）
- ☐ 貸与型奨学金返済額が確認できる書類の写し（貸与型奨学金を返還している場合に限る。）
- ☐ 夫婦の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅を賃借の場合で、給与所得者に限る。）
- ☐ 離職票又は雇用保険受給資格者証の写し（婚姻を機に離職した者がいる場合に限る。）
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ☐ 夫婦の所得証明書



⑤ 交付請求書

- ☐ 交付請求書 書類の不備がなければ30日程度で指定口座へ振り込みます。